

第 1 3 消防機関へ通報する火災報知設備

1 設置方法等

- (1) 火災通報装置は、規則第 25 条第 2 項の規定による防災センター等の操作上支障のない位置に設置すること。
- (2) 防災センター等が複数ある場合には、原則として主たる防災センター等に火災通報装置の本体を設け、それ以外の防災センター等には遠隔起動装置を設置すること。
- (3) 一の防火対象物に火災通報装置設置義務対象物の部分が 2 以上あり、その管理について権限が分かれている場合は、一の管理権限ごとの対象物の部分に設置すること。ただし、当該防火対象物全体を管理する防災センター等がある場合は、当該防災センター等に火災通報装置本体を設置するとともに、それぞれの設置対象部分に当該防災センター等と非常電話、インターホン等により相互に通話できる設備を設置した場合はこの限りでない。なお、その場合それぞれの設置対象部分に遠隔起動装置を設けることが望ましい。
- (4) 起動装置は、床面から概ね 0.8m 以上、1.5m 以下の位置に設けること。
- (5) 起動装置は、壁又は防災卓等に固定すること。
- (6) 遠隔起動装置を設ける場合は、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができる装置を備えておくこと。
- (7) 火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定によること。
- (8) 火災通報装置の電源は分電盤から専用回路とするとともに、配線用遮断器の見やすい位置に「火災通報装置専用」である旨の表示をすること。
- (9) 規則第 25 条第 3 項第 5 号に掲げる防火対象物に設置する火災通報装置は、自動火災報知設備の作動と連動して起動すること。なお、点検時等に連動を停止できる方式とすること。

2 火災通報装置を接続することができる電気通信回線

火災通報装置を接続する電気通信回線設備は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備のうちの次に定める回線とするとともに、第一種電気通信事業の交換機等で他の回線と代表群を形成しないものであること。

（注）代表群とは一般に「代表取扱」といわれる機能であり、代表群はアナログ回線又はデジタル回線を混在して形成することができる。したがって、消防機関からの呼返しを確実に火災通報装置の送受話器等に伝達させる必要があるため、火災通報装置の接続されている回線は代表群を形成させないことが必要である。

(1) アナログ回線

電気通信回線設備と端末設備を接続する分界点（主配線盤（以下「MDF」という。）又は保安器）においてアナログ信号を入出力するもので、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供する回線（以下「電話回線」という。）

（第 13-1 図参照）

(2) デジタル回線

サービス総合デジタル網（以下「ISDN」という。）における 64kbps の B チャンネル（情報チャンネル）と 16kbps の D チャンネル（信号チャンネル）を組み合わせた基本インタフェース（2B+D）のデジタル回線（以下「ISDN64 回線」という。）（なお、D チャンネルは他のインタフェースと共用しないものであること。）

参考：基本インタフェースは NTT 西日本の「INS ネット 64」が該当する。

(3) IP 回線

IP 回線を利用する電話回線（以下「IP 電話回線」という。）は発信可能な電話番号に制限があることから、火災通報装置を接続することができる IP 電話回線は 119 番への緊急通報用電話番号に発信でき、かつ消防機関側の呼返し信号に確実に応答できる IP 電話回線に限り接続できるものとする。

参考：平成 28 年 2 月 24 日消防予第 49 号

消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の公布について（通知）

平成 28 年 8 月 3 日消防予第 240 号

消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について（通知）

3 電気通信回線と火災通報装置の接続方法等

火災通報装置と電気通信回線等の接続については、電気通信事業法によるほか、次によること。

- (1) 電話回線に接続できる火災通報装置（以下「火災通報装置（アナログ用）」という。）と電話回線の接続は、次によること。

ア 屋内配線と火災通報装置の接続

(ア) 端末設備に構内交換機又はボタン電話（以下「PBX 等」という。）がある場合は、火災通報装置（アナログ用）を分界点と PBX 等の間に接続し、PBX 等の内線には、接続しないこと。（第 13-1 図 a、b 参照）

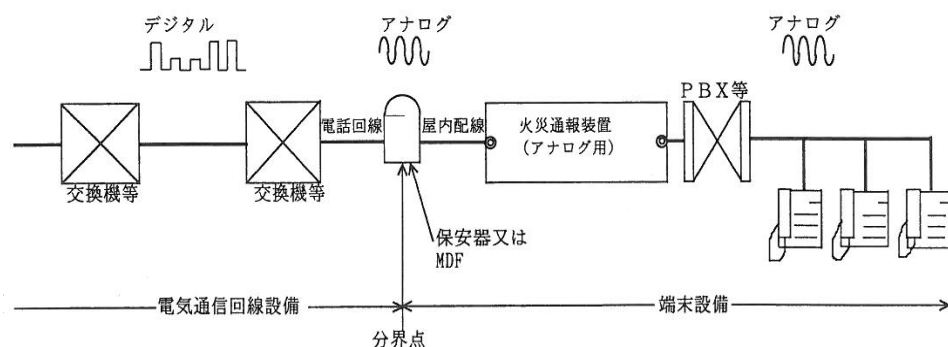
(イ) PBX 等がない場合は、火災通報装置（アナログ用）を屋内配線に直接接続すること。（第 13-2 図参照）

イ 火災通報装置（アナログ用）と分界点までの間の屋内配線には、電話回線とデジタル加入者回線（以下「DSL」という。）を重畳・分離する装置（以下「スプリッタ」という。）以外設置しないこと。（第 13-3 図参照）

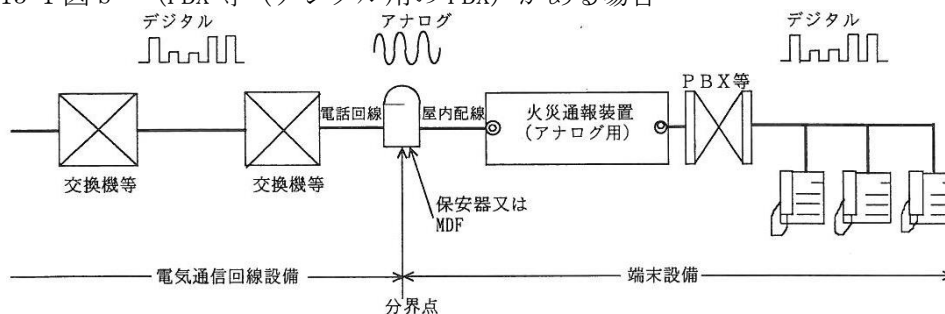
ウ スプリッタを設置する場合は、MDF 又は副配線盤（以下「IDF」という。）に設置するとともに地震等による転倒を防止する措置を講ずること。（第 13-3 図参照）

エ 火災通報装置（アナログ用）に他の端末機器を接続することができる機能がある場合は、火災通報装置（アナログ用）本体に他の端末設備を接続することができる。

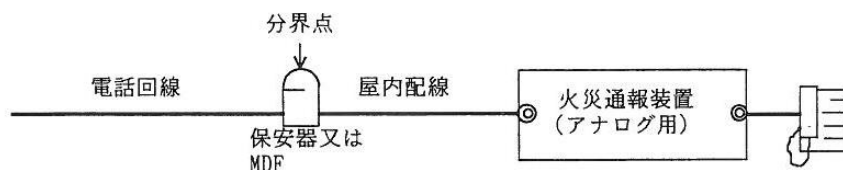
第 13-1 図 a（PBX 等（アナログ用の PBX）がある場合



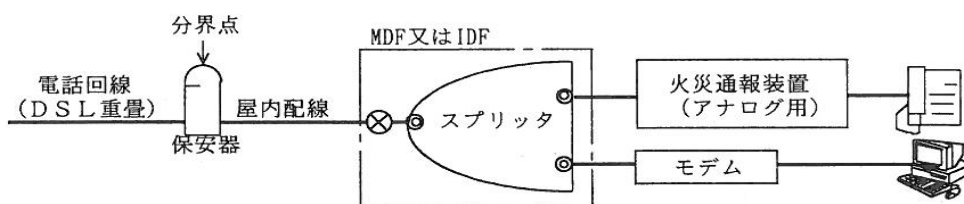
第 13-1 図 b (PBX 等 (デジタル用の PBX) がある場合)



第 13-2 図 (PBX 等がない場合)



第 13-3 図 (スプリッタがある場合)



(注) 保安器は MDF に設置される場合がある。

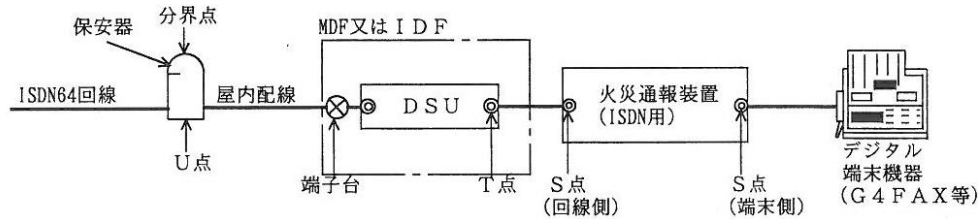
(2) ISDN 基準通信機器の機能がある火災通報装置 (以下「火災通報装置 (ISDN 用)」という。) と ISDN64 回線の接続等は、次によること。

ア ISDN64 回線には、火災通報装置 (ISDN 用) 以外の端末機器を接続しないこと。ただし、火災通報装置 (ISDN 用) に他の端末機器を接続することができる機能がある場合は、火災通報装置 (ISDN 用) 本体に 64kbps の端末機器 1 台に限り接続することができる。(第 13-4 図参照)

イ ISDN64 回線の終端 (以下「U 点」という。) に接続する網終端装置 (以下「DSU」という。) は、MDF 又は IDF に設け、地震等による転倒を防止する措置を講じること。ただし、火災通報装置 (ISDN 用) と一体となっている DSU にあってはこの限りでない。(第 13-4 図参照)

ウ 常用電源が停電した場合、DSU は火災通報装置 (ISDN 用) が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。

第 13-4 図 (火災通報装置 (ISDN 用) と ISDN64 回線の接続例)



U 点：伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

T 点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBX や LAN などの宅内制御装置の接続点をいう。

なお、宅内制御装置を設置しない場合、T 点は S 点と同じインタフェース条件が適用されているため ISDN 標準通信機器を接続することが可能）

S 点：宅内制御装置と ISDN 基準通信機器との接続点（火災通報装置（ISDN 用）に端末機器を接続することができる S 点がある場合は、64kbps のデジタル端末機器を接続することができる。）

（注）保安器は MDF に設置される場合がある。

（3）火災通報装置（アナログ用）を ISDN64 回線に設置する場合は、令第 32 条を適用して次により設置することとして差し支えないものとする。

ア 火災通報装置（アナログ用）を接続するターミナルアダプター（ISDN64 回線に対応する機能を持たない端末機器を ISDN64 回線に接続して使用するための信号変換装置。以下「TA」という。）は次の機能を有すること。

（ア）火災通報装置（アナログ用）の音声信号を正確に ISDN64 回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を正確に火災通報装置（アナログ用）に伝達できる機能を有すること。

（イ）火災通報装置（アナログ用）が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている、他の端末機が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先して ISDN64 回線に接続し、速やかに消防機関に通報できるものであること。

イ 火災通報装置（アナログ用）は、TA の指定された R 点（アナログ端子）に接続すること。

ウ TA のシリアル端子及び USB 端子等のデジタル端子には、機器を接続しないこと。また、S 端子には DSU 以外接続しないこと。

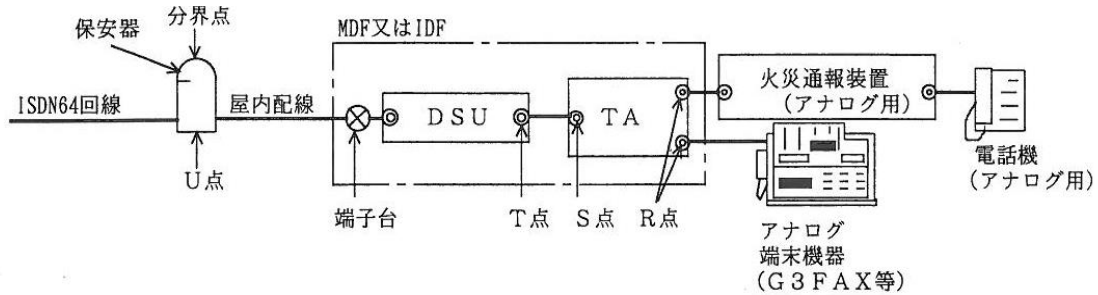
エ 火災通報装置（アナログ用）に接続する TA は、火災通報装置（アナログ用）で接続適合機種とされたもの以外接続しないこと。

オ DSU 及び TA は常用電源が停電した場合、火災通報装置（アナログ用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。

カ DSU 及び TA は MDF 又は IDF に設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講ずること。

キ ISDN64 回線には、火災通報装置（アナログ用）を接続する TA 以外他のデジタル端末機器（デジタル電話機、G4FAX、TA 等）を接続しないこと。

第 13-5 図 a (火災通報装置 (アナログ用) を ISDN64 回線に接続する場合)



U点：伝送路インターフェイス系定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

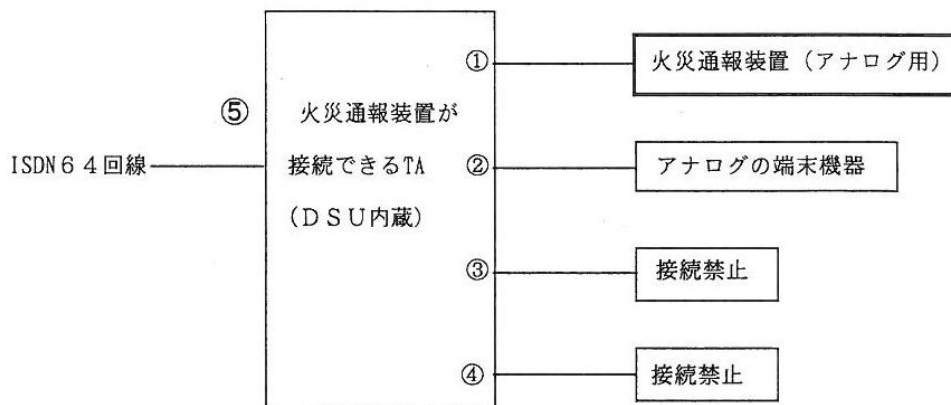
T点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBX や LAN などの宅内制御装置の接続点であるが、T 点は S 点と同じインタフェース条件が適用されているため宅内制御装置を設置しない場合、ISDN 基準通信機器を直接接続することが可能）

S点：宅内制御装置と ISDN 基準通信機器との接続点

R点：既存のアナログ電話機やアナログ通信機器を TA を介して接続するための接続点

（注）保安器は MDF に設置される場合がある。

第 13-5 図 b (TA に DSU が内蔵されている場合の各接続端子の接続例)



①先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

②アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G3FAX ノーリング網制御装置等）を接続することができる。）

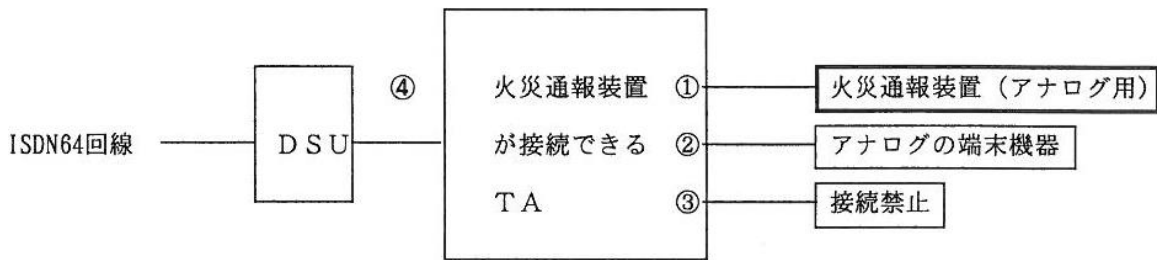
③シリアル端子及び USB 端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

④S 端子（S/T 端子と表示される場合がある。）：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

⑤U 端子：ISDN64 回線を接続すること。

（注）TA は DSU と同一場所に設置すること。

第 13-5 図 c (TA に DSU が内蔵されていない場合又は TA に組み込まれた DSU を使用せず、別に設置した DSU を使用する場合の各接続端子の接続例)



- ①先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。
 - ②アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G3FAX ノーリング網制御装置等）を接続することができる。
 - ③リアル端子及び USB 端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）
 - ④S 端子（S/T 端子と表示される場合がある。）：DSU の T 点に接続すること。（入出力用として複数の接続端子がある場合であっても、DSU 以外の端末機器を接続しないこと。）
- （注）TA は DSU と同一場所に設置すること。

（4）火災通報装置（アナログ用）を IP 電話回線に設置する場合は、次によること。

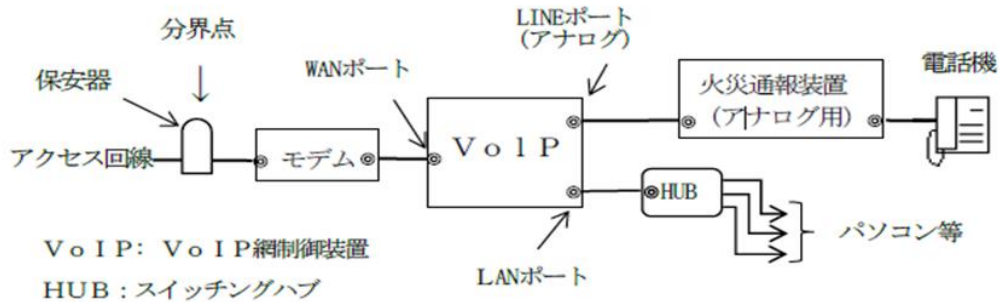
- ア IP 電話回線に設置する火災通報装置（アナログ用）は告示 1 号第 3・8（3）に定める、自動的に 10 秒間電話回線の開放できるものに限り接続できるものとする。
- イ 回線終端装置等（モデム、VoIP 網制御装置等で火災通報装置（アナログ用）を IP 電話回線に接続する装置。以下同じ。）には機能を停止することなく予備電源に切替わることができる、次に定める無停電電源装置等（以下「UPS」という。）を設置すること。
 - （ア）電圧が AC100V の正弦波が出力できるものとする。なお、疑似正弦波及び矩形波を出力する UPS は設置しないこと。
 - （イ）回線終端装置等に 70 分以上電源供給することができる蓄電池容量のものとする。
 - （ウ）蓄電池に密閉型鉛蓄電池を使用したものとする。
- ウ UPS を一般電源のコンセントに接続する場合（共用部に設けられる UPS を除く。）は、次によること。
 - （ア）UPS の電源コードは、壁体等に固定されたコンセントに直接接続（タップ又は延長コード（以下「延長コード等」という。）を介して接続しないこと。）すること。
 - （イ）UPS を接続するコンセントは、1（9）により容易に緩まない措置をするほか、UPS の電源コードと抜け止め 2 極コンセントの間に「3P→2P 変換アダプター」を使用する場合、UPS の電源コードと当該変換プラグを絶縁ビニルテープ等で固定し、容易に緩まない措置をする。
 - （ウ）コンセントには「火災通報装置用 UPS 専用コンセント」の表示を行うこと。
 - （エ）UPS の電源コードがコンセントから外れた場合は、警報音が鳴動するか、表示灯により電源が供給されていない旨の表示を行うこと。
 - （オ）UPS を接続するコンセントは、分電盤との間にスイッチ又は開閉器等の電源を遮断する機器を設けないこと。
 - （カ）回線終端装置等の電源コードは、UPS のコンセントに直接接続（延長コード等介して接続しないこと。）すること。
- エ 回線終端装置等の LAN ポートは次によること。
 - （ア）DHCP サーバー機能を持った機器は、通信が正常にできなくなるため接続しないこ

と。

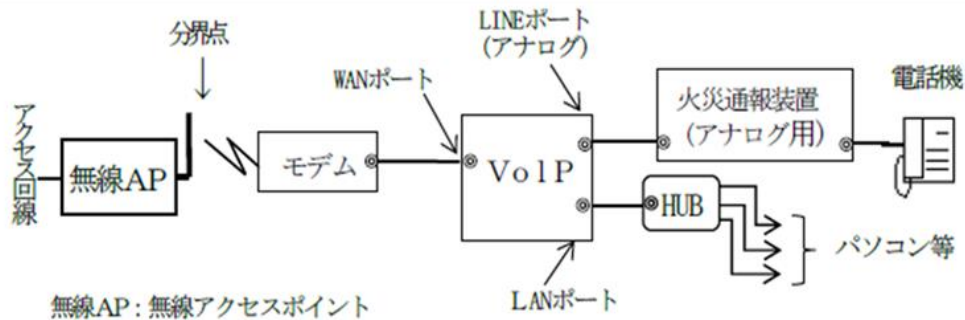
(イ) HUB を接続する場合は、HUB 以降についても DHCP サーバー機能を持った機器を接続しないこと。また、HUB に変えてルーターを接続する場合はブリッジモードで接続し、ルーターの DHCP サーバー機能を停止すること。

オ 接続例は第 13-5 図 d、e によること。

第13-5 図 d アクセス回線が無線の場合



第 13-5 図 e アクセス回線が無線の場合



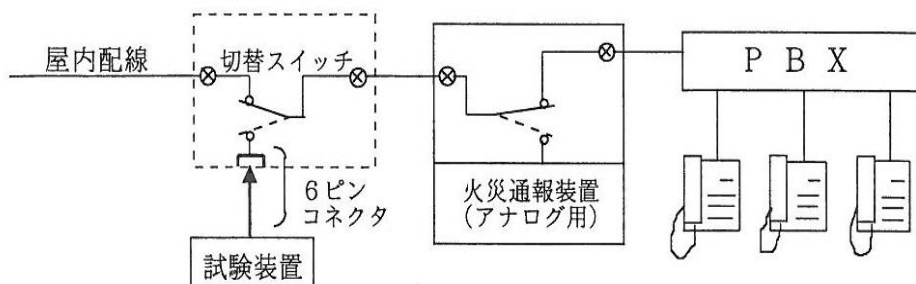
(5) 火災通報装置は、認定品又は「火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示 1 号）」に適合するとともに、総務大臣又は指定認定機関による技術基準適合認定あるいは指定された機関による技術的な条件適合認定を受けているか、接続する第一種電気通信事業者の検査を受けたものとする。

4 試験装置の接続

(1) 火災通報装置（アナログ用）には、試験や点検を行う場合に電話回線を捕捉しない状態で行うための装置（以下「試験装置」という。）を、次により接続することができるようにすること。ただし、火災通報装置の本体に試験装置を「端末設備等規則第 3 条第 2 項の規定に基づく分界点における接続の方法を定める件（昭和 60 年郵政省告示第 399 号）」に規定される通信コネクタ（以下「6 ピンコネクタ」という。）のジャックユニットを有している機種にあっては、これらの措置は不要とする。また、火災通報装置用試験装置の基準については別添 1 によること。

ア 屋内配線を 6 ピンコネクタ以外の方式で接続する場合は、試験装置を接続する装置に 6 ピンコネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合に火災通報装置（アナログ用）の信号が外部に送出されないよう切替スイッチを設ける等の措置を講ずること。また、試験装置を接続する装置は点検等支障のない場所で、かつ、容易に手の触れない場所（MDF 又は IDF 等）に設置すること。（第 13-6 図参照）

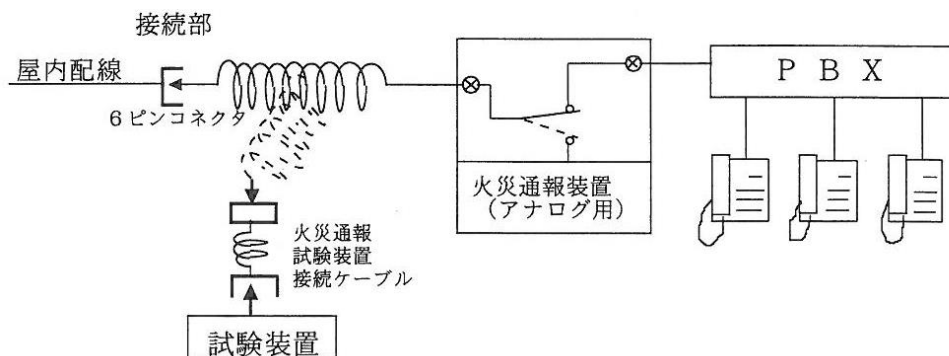
第 13-6 図（火災通報装置（アナログ用）と試験装置を接続する装置の設置方法）



（注）6ピンコネクタの内「↑」印は6ピンコネクタプラグを、「□」印は6ピンジャックを示す。
「⊗」は6ピンコネクタ以外（ねじ止め等）の接続を示す。

イ 屋内配線を6ピンコネクタで接続する場合の接続部は火災通報装置の直近で接続、切り離しが容易に行うことができる場所とすること。（第 13-7 図参照）

第 13-7 図（火災通報装置（アナログ用）と屋内配線を6ピンコネクタで接続する場合）



（注）6ピンコネクタの内「↑」印は6ピンコネクタプラグを、「□」印は6ピンジャックを示す。
「⊗」印は6ピンコネクタ以外（ねじ止め等）の接続を示す。

（2）火災通報装置（デジタル用）には、（1）に準じて試験装置が接続できるようにすること。ただし、（1）中「火災通報装置（アナログ用）」は「火災通報装置（ISDN 用）」、「6ピンコネクタ」は「8ピンコネクタ（IS08877に規定されるもの）」と読み替えるものとする。

5 その他

- （1）屋内配線、スプリッタ及びTA等は、火災通報装置の付属装置でないため、屋内配線、スプリッタ及びTA等の設置等に係る工事については、消防用設備等の工事には該当しない。
- （2）音声情報は、平成8年2月16日消防庁告示第1号 第3、5（3）により、所在地、建物名、電話番号の情報を内容とすること。なお、その他の情報として建物階数を入れること。
- （3）蓄積音声情報に登録する電話番号は、防災センター等に設置されている電話機の番号（火災通報装置に電話機が接続されている場合は、火災通報装置が接続されている回線の番号とすることができる。）とすること。
- （4）その他消防用設備等特例基準により運用すること。

別添 1

火災通報装置用試験装置の基準

1 趣旨

この基準は、火災通報装置（アナログ用）に係る機器点検の際に用いる試験装置に係る基準を定めるものとする。

2 試験装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置が送出する 10PPS 若しくは 20PPS のダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれの選択信号も受信することができるとともに、当該選択信号の数字を可視表示することができること。

この場合において、表示することのできる選択信号の桁数は、2 桁以上であること。

- (2) 選択信号を受信した場合には、直ちに呼出音を送出すること。

この場合における呼出音は、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号。以下「設備規則」という。）別表第 5 号の規定に適合すること。

- (3) 通話電鍵、押しボタン、送受話器等を操作することにより、火災通報装置と通話ができること。

- (4) 回線保留機能及び呼返機能を有するとともに、呼返電鍵を操作することにより、火災通報装置に呼出信号を送出できること。

なお、この場合における呼出信号は、設備規則別表 4 号の規定に適合すること。

また、呼出信号は、呼返電鍵を操作している間、連続して送出されること。

- (5) 着信側（119 番）を話中状態とすることができるとともに、火災通報装置が送出した選択信号を受信し、話中音を送出できること。

なお、この場合における話中音は、設備規則別表第 5 号の規定に適合すること。

- (6) 回線に対し、常に直流電圧（42V 以上 53V 以下）を印加できること。ただし、前記に規定する呼出信号の送出中は、この限りでない。

- (7) 電話回線又は火災通報装置との接続端子は、6 ピンコネクタのプラグユニットとすること。

3 表示

- (1) 試験装置には、次の事項を見やすい箇所に表示すること。

ア 装置の名称

イ 型式番号（性能評定を受けたものにあつては評定番号を併記）

ウ 製造者名又は略号

エ 製造年

オ 取扱操作方法及び注意事項

- (2) 試験装置の操作部分には、その名称及び操作内容を当該部分又はその周辺部分に表示すること。